

職員の給与等に関する報告および勧告に当たって(談話)

令和元年 10月 15日

滋賀県人事委員会委員長 西 原 節 子

本日、人事委員会は県議会および知事に対して、職員の給与等について報告し、併せて給与の改定について勧告しました。

人事委員会による給与勧告は、毎年、地方公務員法に基づく給与決定の諸原則により、職員の給与を民間の給与と均衡させるために行っているものです。

本年は、職員の給与と民間の給与を比較したところ、公務が民間を下回っていたことから、様々な角度から慎重に検討を重ねた結果、この公民較差の解消を図るため、給料表の引上げを行うことといたしました。また、特別給についても、公務が民間の支給割合を下回っていたことから、引き上げることといたしました。

また、住居手当については、県職員住宅等の使用料の上昇等を考慮し、令和2年4月から手当の支給対象となる家賃額の下限および全額支給限度額を引き上げることについて報告および勧告しております。

給与勧告制度は、公務員が労働基本権を制約されている代償措置として設けられたものであり、職員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を実現する機能を有するものであります。また、勧告の実施を通じて職員に適正な処遇を確保することは、職員の士気の高揚や有為の人材の確保など、能率的な行政運営を維持する上での基盤となるものであります。

県民各位におかれては、人事委員会勧告制度の意義ならびに県職員に適正な処遇を確保することの必要性について、深い御理解を賜りたいと存じます。